

厚生労働大臣 細川律夫 殿

2011年1月21日 日本共産党国会議員団

薬害イレッサ訴訟の解決のため、国は原告との和解協議に応じることを求める

肺がん治療薬イレッサの副作用によって819人にも上る死亡者を出すという大きな被害を招いた薬害事件に対し、被害者が厚生労働省と製薬会社に謝罪と償いを求めた裁判で、1月7日大阪地方裁判所及び東京地方裁判所は所見をともなう和解勧告を行いました。

その内容は、国と企業の責任を指摘し、副作用情報の指示警告の必要性を説いた上で、本件紛争を早期に公平かつ全面的に解決するには、和解による解決によるのが望ましいとされるものです。

原告らはすでに、原告全員救済を含めた全面解決の実現を目指し和解協議に応じることを表明しています。この訴訟は賠償とともに、抗がん剤による副作用死を対象とする副作用被害者救済制度を創設することを求めて提訴したものであり、この願いに応えるためにも、国は裁判所の勧告を真摯に受け止め、和解協議に応じることを求めるものです。

右申し入れるものです。